

岩手県告示第594号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成22年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成22年9月1日(水)午前10時20分から	盛岡市内丸11番1号 岩手県盛岡地区合同庁舎
実地試験	平成22年9月1日(水)午後1時から	〃

2 受験手続 受験願書を平成22年7月5日(月)から同月23日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。